

## 平成 30 年度 第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 30 年 6 月 15 日(金) 10 時 00 分～12 時 30 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：（委員）日本大学法学部 藤村和夫教授(委員長)  
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授(委員長代理)  
神奈川大学法学部 細田孝一教授  
宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩已教授  
(NAA) 給油事業部、滑走路保全部、整備部、調達部、法務コンプライアンス部  
※ 事務局：法務コンプライアンス部コンプライアンスグループ

議事：

### 1. 開会の挨拶

### 2. 契約状況等

法務コンプライアンス部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	平成 29 年度の契約状況にかかり、例年と比較して件数には然程違いはないが、金額は非常に大きくなっている。 どのような理由が影響しているのか。	一つは、滑走路の発着回数を 1 時間あたり 72 回処理できるものとする時間値 72 回対応の工事等がある。もう一つは、東京オリンピック・パラリンピック対応とした施設の改修等がある。これらにおいて、1 件あたりの規模の大きな案件が重なったため、金額が大きくなったものである。
2	競争契約において、2 社が応募し 1 社が見積辞退、4 社が応募して 3 社が見積辞退というように、複数社が応募して 1 社のみが入札するというケースがある。 この状況について、どのように考えているか。	2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて市況が非常に厳しい状況にあり、当社の契約制限価格内では受注できない、あるいは、当社の仕様を満たす技術者の配置が困難という見積辞退理由はやむを得ない。 入札者の数に関わらず、当社としては、見積価格とその内容が妥当であれば、契約手続きすることに問題はないと考えている。

### 3. 総合評価方式について

調達部、給油事業部、滑走路保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- B 滑走路南側エプロン舗装その他工事
- 管理棟空調機更新工事
- PTB スマートセキュリティシステム購入

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
B 滑走路南側エプロン舗装その他工事		
1	公正取引委員会が公表したNAA発注の特定舗装工事に関する談合が行われた案件と本件とを比較した場合、その落札率に変化はあったのか。	具体的事例の比較ではないが、談合が行われていたとされる時期に比べ、それ以降の舗装工事案件の落札率は下がっている傾向にあると認識している。
2	舗装工事の特色として受注可能な業者が限られており、価格も近接傾向なので、技術評価で差をつけることが有効と考えられる。	ご指摘の点について工夫するよう検討したい。
管理棟空調機更新工事		
3	本件は、評価値に対する価格点の配点割合が大きく、技術点は低いが、見積額が低い(価格点が高い)ために落札したケースである。契約上の瑕疵担保責任の時効消滅後に「当該施工は安かった分、良くなかった。」と判明する可能性があるかと仮定した上で、当該契約の技術点と価格点の配点割合や技術評価項目による配点の比重が適切であったのかを後々検証するシステムを検討する必要があるのではないか。	了解した。
PTB スマートセキュリティシステム購入		
4	評価項目が多数ある中で、ポイントとなるべき性能評価の点数が低かったにも関わらず落札したことの妥当性について、どのように考えているか。	本件の技術評価点の考え方は、当社が求める基本的な性能を満たしていることを前提とした上で、加点方式の技術評価としている。よって、他社と比較して技術評価点の低い項目があったとしても、当社の求める性能は備えているため問題はないと考えている。

5	ある技術評価項目が 0 点でも、価格点を含めた総合点では落札する可能性が生じる。ケースによっては、重要な評価項目については下限点数を設けるという考え方もあるのではないかと。	本件は、海外機関の認証を得ていることなど、必要条件を満たしていることが前提条件であり、その上での加点という考え方である。物品調達の場合によっては、失格要件を設けているケースもある。
6	価格点算定式では、8 年間の保守費用見積額も一要素となっている。保守費用見積額にはどの程度の拘束力があるのか。	物品調達の契約書締結後に、当該保守内容と価格をもって保守に関する契約書を締結するという意味での拘束力が生じる。

#### 4. 低見積調査について

調達部、給油事業部、滑走路保全部及び整備部より、以下 3 件の工事概要及び契約方式について説明

- 第 1 ターミナル高架橋化粧板撤去他工事
- T2 南側地区エプロン舗装工事
- 管理棟空調機更新工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
T2 南側地区エプロン舗装工事		
1	契約制限価格の事前公表案件であるため、入札者は当該見積額が低見積調査に該当することを認識した上で入札したこととなるが、NAA としてはそのような額であっても価格交渉を行う必要があるのか。	見積額の内訳の妥当性を確認することが価格交渉の本来の目的であり、その上で合意した金額が低見積相当ということであれば、当該調査を行うこととしている。
管理棟空調機更新工事		
2	低見積調査において、協力会社(下請会社)の労務費に関する記載がある。協力会社(下請会社)へのしわ寄せの可能性についての判断基準はあるか。	低見積調査のヒアリングと同時に、見積内訳(下請会社からの見積を含む)を確認しており、それらを総合的に勘案した上で、当該見積額の妥当性について判断している。

## 5. 無効及び不調案件について

調達部、滑走路保全部及び整備部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

### ■ 高速離脱誘導路部埋設物その他工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
高速離脱誘導路部埋設物その他工事		
1	当初の契約制限価格や入札額(契約制限超により不調)と比較し、分割して随意契約となった結果、最終的な契約金額が大きくなっているが、その原因はどのようなものか。	不調による再公募手続きや各社へのヒアリング等を行っている間でも、東京オリンピック・パラリンピックなどの関係で、人手不足の状況が急速に進んでおり、それに伴い経費が上昇しているという部分が大きく影響していると認識している。
2	地下に埋設物がある現場において施工を進める中、発注者側が提示した図面と現況が異なっていた場合、受注者側が契約金額の増額を求めることはできるのか。	契約書には、「現場条件の不一致」という項目があり、そのような場合には建設会社と当社との間で協議を行い、それが適切であるかを判断した上で契約変更する場合がある。
3	契約締結後に市況が明らかに変わったとき、受注者側は契約額の増額の交渉をできるのか。	契約書にはインフレ条項があり、契約締結当初の労務費や建設資材費の単価に対して、基準以上の上昇があった場合、受注者側の危険負担を除いた額について設計変更できることとなっている。

## 6. その他

法務コンプライアンス部より、以下の件について報告

- 当社前役員による少額随意契約を巡る不祥事について
- 空港舗装談合に伴う当社の対応について

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
当社前役員による少額随意契約を巡る不祥事について		
1	今後の再発防止について、委員からの意見等も参考にして参りたい。	

## 7. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	全体としては特に問題はなかった。 個別案件については、本日の各委員からの意見を踏まえ、留意すべき点を今後に活かしていただきたい。

## 8. 閉会の挨拶

(次回の委員会は、平成 30 年 11 月 16 日(金) 10 時開催予定)

以上